

度会町教育大綱

平成28年2月

度会町
度会町教育委員会

1 はじめに

(1) 教育大綱の策定の背景と趣旨

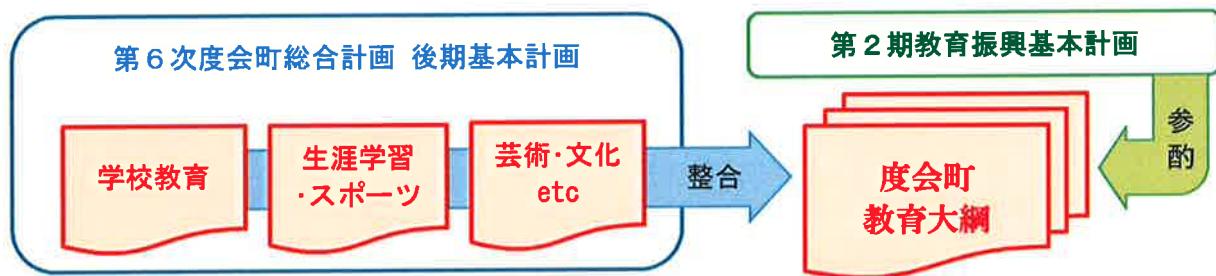
このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国第2期教育振興基本計画」を参考した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「教育大綱」という。）を定めることとされました。

この教育大綱は、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議、調整した上で策定するものです。

(2) 教育大綱と総合計画の関係

「度会町教育大綱」は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。一方で「度会町総合計画」において、教育分野を含めたまちづくりの基本構想および基本目標等を掲げており、教育行政に関する基本施策の方向性を示しています。

そのため、本町における、教育行政に関する「基本目標」および「施策」については、「第6次度会町総合計画後期基本計画」で掲げる方針をもって「度会町教育大綱」の方針とすることとし、ここではそれら方針を、教育分野によって整理するものです。



(3) 教育大綱の期間

教育大綱が対象とする期間は、第6次度会町総合計画との整合性を図るため、後期基本計画の計画期間である平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

2

度会町の教育の基本方針

（1）度会町教育大綱の基本理念

自然に恵まれた環境のなかで、
豊かな感情とねばり強いこころをもった、
子どもを育てる、人をつくる

（2）教育分野の取り組み方針

第6次度会町総合計画後期基本計画に基づき、教育分野の取り組み方針を次のとおりとします。

①学校教育の充実

【総合計画 目標1 子どもを育て、くらし続けたいまち】

地域と学校、家庭のつながりのなかで、子どもたちがのびのびと、情操豊かな心を育むことができるよう、さまざまな体験による豊かな人間性や、たくましく生きるための健康・体力を身につけるとともに、基礎的・基本的な学力、また、主体的な判断・行動ができる力を育てます。

②子育て環境の充実

【総合計画 目標1 子どもを育て、くらし続けたいまち】

子どもたちがいきいきと活動できる場や機会に恵まれ、安心して子育てでき、子どもが育つ環境を整えていきます。

③生涯学習環境の充実

[総合計画 目標3 みんなで話し合える、心豊かなまち]

町民一人ひとりが、自分に適した手段や方法で、生涯を通して主体的に学び、その成果を適切に生かすことのできる環境を整えていきます。また、生涯学習を通じて、多世代にわたる多様な連携・交流の輪を広げます。

④生涯スポーツの推進

[総合計画 目標3 みんなで話し合える、心豊かなまち]

町民一人ひとりが、生涯を通して、気軽にスポーツを楽しむことのできる環境を整えていきます。また、スポーツ活動を通じて、多様な連携・交流の輪を広げていきます。

⑤芸術・文化の振興と文化財の保護

[総合計画 目標3 みんなで話し合える、心豊かなまち]

町民が、子どものころから芸術・文化に親しめるとともに、自らいきいきと芸術・文化活動を楽しむことのできる環境を整えていきます。また、古くから伝わる文化財や地域固有の伝統文化を大切に守り、若い世代へ伝え残していきます。

⑥世代間交流

[総合計画 目標3 みんなで話し合える、心豊かなまち]

人と人などが、世代や価値観を越えて互いの違いを理解し、そのうえで互いを尊重することができるよう、多様な交流機会づくりを進めます。

3

度会町の教育施策

第6次度会町総合計画後期基本計画と整合を図りながら、教育施策を推進します。

①学校教育の充実 [子どもを育て、くらし続けたいまち]

- 生きる力を育む教育の推進
- 地域のつながりに基づく教育の推進
- 連続性のある教育の推進
- 健康づくり・体力づくりの推進
- 心のケアの充実
- 特別支援教育の推進
- 教育環境の整備

②子育て環境の充実 [子どもを育て、くらし続けたいまち]

- 子どもの居場所づくり
- 子どもの活動・交流機会の充実
- 家庭における教育力の向上
- 子どもの非行防止と健全育成の推進
- 子どもが安心して生活できる環境整備

③生涯学習環境の充実 [みんなで話し合える、心豊かなまち]

- 学習機会の提供
- 主体的な学習活動の促進
- 学習施設の整備・充実

④生涯スポーツの推進 [みんなで話し合える、心豊かなまち]

- スポーツ活動への参加機会の拡充
- スポーツ団体・指導者の育成
- スポーツ施設の整備・活用

⑤芸術・文化の振興と文化財の保護

[みんなで話し合える、心豊かなまち]

- 芸術・文化にふれる機会の提供
- 芸術・文化活動の促進
- 芸術・文化活動の拠点整備
- 文化財の保護・継承
- 文化財の活用

⑥世代間交流

[みんなで話し合える、心豊かなまち]

- 学校教育における世代間交流の推進
- 地域における交流機会の充実
- 交流拠点の充実